

質 問 回 答

2015年7月17日

「(案件名)全世界橋梁維持管理研修」(公示日:2015年7月8日/公示番号:150499)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|--|
| 1 | p.16 3)モニタリング活動の計画策定 p.19 (2)現地業務に係る経費の見積りについて | 「モニタリング活動は、短期専門家を派遣し(1カ国約2週間程度、2カ国以上)し、…」と記載がありますが、短期専門家は本業務の業務従事者が担当すると理解しましたが、短期専門家と本業務の業務従事者との関係についてご教示ください。 | ご理解のとおり、モニタリング活動を行う短期専門家は、本業務の業務従事者のことです。指示書P.19【第3 業務実施上の条件】3.業務量の目途と業務従事者の構成(案)を参照してください。 |
| 1 | p.19 9(1)研修に係る経費の見積り作成 | 弊機関が貴機構から課題別研修及び国別研修により研修員受入を受託する場合には、弊機関が定める受託研修員規則に従い、研修実施経費を1名当たり月額単価で積算しており、貴機構の研修事業において同規則を適用した契約の実績・前例がございます。本業務に対して当該規則が適用される場合には、本契約の直接人件費等の積算においても同積算を活用することで良いでしょうか。 | 本案件の契約は、当機構と貴機関の間の「受託研修員規則」に拘束されるものではありません。本案件は、研修員の受入れを主たる業務としますが、契約の方法は当機構が定める「コンサルタント契約」となります。応募される法人又は個人は、業務指示書に記載した見積り作成上の留意点等を踏まえて、本案件の業務実施に必要な経費を、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html) 及び「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」等 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html)に定める経費の費目による積算をお願いします。 また、本案件の経費は価格競争の対象になりますので、このことも念頭に積算をお願いいたします。 |

以 上